

苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化等から熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症関連分）（以下「県特別資金」という。）の借入れを行った中小企業者に対し、経営安定化を図るため、町が利子補給を行うことについて、苓北町補助金交付規則（平成19年苓北町規則第32号。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に定める会社及び個人をいう。

(対象)

第3条 この要綱で利子補給の対象となるものは、苓北町に住所を有する中小企業者が県特別資金により融資を受けた資金を対象とする。

(利子補給)

第4条 町は、前条に該当するものに対して予算の範囲内で利子補給を行う。

2 利子補給は、次条第1項に定める利子補給期間中においては1つの中小企業者に対し1件の借入金に限って行う。

(補給期間及び額の算定)

第5条 利子補給の期間は、県特別資金の融資を受けた日から5年間とする。ただし、その間に返済を完了したとき及び第2条の法で定める業種に属する事業を廃止したときは、その日までとする。

2 利子補給額の算定期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、初年度においては借入日を始期とし、終年度においては借入日の前日をもって終期とする。

3 利子補給の額は、前項の期間における対象となる資金の融資平均残高に対し借入年率を乗じて得た額以内とする。

(申請)

第6条 この要綱による利子補給を受けようとする者は、別に定める期日までに苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査し適当と認めるときは、利子補給を決定し、苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給決定通知書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(報告等)

第8条 利子補給の決定を受けたものは、次に掲げる事項を町長に報告し、又は届け出なければならない。

- (1) 第2条の法で定める業種に属する事業を当該利子補給期間内に廃止しようとするときは、あらかじめ事業廃止届（様式第3号）
- (2) 第5条第1項に規定する補給期間中は、毎年度別に定める日まで年度ごとに県特別資金の内容に関する報告書（様式第4号）
- (3) その他町長が必要と認めて報告を求めたもの

(確定)

第9条 町長は、前条の報告に基づきこの事業の成果が第1条の目的及びそれに付した条件に適合すると認めたときは、利子補給を確定しこれを交付するものとする。

(利子補給金の返還等)

第10条 町長は、利子補給の決定を受けたものがこの要綱に定める条項に違反したときは、利子補給の決定を取り消すとともに、既に交付した利子補給金については、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(指示等)

第11条 町長は、利子補給の決定を受けたものに対し、補給金に関する調査、検査及び必要な指示をすることができる。

(雑則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用する。